

第 15 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 4 月 13 日（木） 15 時 29 分～16 時 29 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三浦 勝志	3 番委員	對馬 忠法	4 番委員	古川 榮
5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子	7 番委員	今井 文雄
8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正
11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（3 名）

2 番委員	齋藤 美也子	14 番委員	柴田 博明	17 番委員	三浦 良孝
-------	--------	--------	-------	--------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-3	七戸 茂春				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 58 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について

- 報告第 39 号 平川市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について
- 報告第 40 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 42 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 43 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 44 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全員）	(省略)
	【開会 15 時 32 分】
議長（今井龍美）	これより、第 15 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 日程第 1 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 11 番丹代委員、12 番葛西委員にお願いいたします。
議長	次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長濱碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長濱碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付してある議案第 58 号から議案第 61 号までの 4 件、ほかに報告が 6 件でございます。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 58 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

議案第 58 号平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、平川市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

農業振興地域を変更する区域は 3 ページのとおり、平川消防署から北東へ約 500 メートルに位置するところです。土地利用計画は 4 ページのとおり農家住宅の建築です。

申請者は、現在、既存住宅に家族と同居しておりますが、新たに分家住宅を新築するものです。既存住宅については、これまでどおり家族が住み、また、倉庫としても活用するとのことでした。

農振除外申請された面積は、441 平方メートル、畑 1 筆です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査のため、暫時休憩いたします。

【休憩 15 時 35 分】

【再開 16 時 07 分】

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局より補足説明があります。

谷川主査

今回の農振除外申請に関する当委員会からの意見としては、許可相当であると考えます。

議長

事務局の補足説明が終わりました。

議案第 58 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 58 号について、事務局説明のとおり許可相当と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。
次に、議案第 59 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

5 ページをご覧ください。

議案第 59 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、6 ページをご覧ください。

所有権移転について、70 番および 71 番は耕作便利、72 番から 75 番は経営拡大、76 番は新規就農、77 番から 80 番は贈与によるものです。件数は 11 件、面積 28,869 平方メートル、田 10 筆 12,643 平方メートル、畑 23 筆 16,226 平方メートルとなっています。

次に、11 ページの賃貸借権設定について、92 番から 19 ページの 115 番までは経営拡大、116 番は基盤法から 3 条に切り替えによる再設定によるものです。件数は 25 件、面積 121,225 平方メートル、田 59 筆 115,138 平方メートル、畑 5 筆 6,087 平方メートルとなっています。

次に、20 ページの使用貸借権設定については、全て経営拡大によるものです。件数は 3 件、面積 9,273 平方メートル、地目は全て畑となっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

そのほか現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

特にありません。

議長

それでは、賃貸借設定の 93 番、94 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、93 番、94 番を除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借設定の 93 番、94 番は齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長

それでは 93 番、94 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、93 番、94 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、議案第 60 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

21 ページをご覧ください。

議案第 60 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、22 ページをご覧ください。

15 番の申請地は 23 ページのとおり、尾上中学校から西に約 300 メートルに位置するところです。土地利用計画は 24 ページのとおり、宅地の一部として家庭菜園、雪捨て場として利用するものです。申請地はこれまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したため追認するものです。

農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見としても許可できる

要件を満たしております。なお、現地確認に立ち会いました 2 番齋藤委員は本日欠席しておりますが、その際、問題なしの旨を確認しております。

議長

事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました、1 番三浦委員、疑問点等がありましたらお願いします。

1 番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 60 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 61 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

25 ページをご覧ください。

議案第 61 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

26 ページ所有権移転について、整理番号 102 番から 122 番は譲受人の経営拡大、123 番および 124 番は双方による交換です。

件数は 23 件、面積 72,114 平方メートルで、田 27 筆 42,923 平方メートル、畑 29 筆 29,191 平方メートルです。なお、売買価格については別添 4 のとおりです。

次に、33 ページ利用権設定について、全て農地中間管理事業による一括方式の利用権設定で、34 番から 36 番は借受人の経営拡大、37 番および 38 番は再設定です。

件数は 5 件、面積 22,299 平方メートルで、地目は全て田です。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 10 番工藤委員、11 番丹代委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

特にありません。

議長

それでは、所有権移転の 103 番、104 番、109 番から 112 番、賃貸借設定の 34 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、103 番および 104 番、賃貸借権設定の 34 番は、16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは 103 番、104 番、34 番について、質疑、ご意見を求めます。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、103 番、104 番、34 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に、109 番および 110 番は齊藤推進委員に関する案件ですので、

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長

それでは 109 番および 110 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、109 番および 110 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、111 番および 112 番は 3 番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長

それでは 111 番および 112 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、111 番および 112 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長

次に、報告 6 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

36 ページをご覧ください。

報告第 39 号平川市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体においても当法律が直接適用されることから、平川市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止するものです。

37 ページをご覧ください。

個人情報の保護に関する法律が、直接適用されるため、その法律の下に個別に定めていた当該規程を廃止するものでありますことを報告いたします。

次に、報告第 40 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

39 ページをご覧ください。

令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの間に、相続による届出が合計 60 件ありましたので報告いたします。

次に、42 ページをご覧ください。

報告第 41 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 5 関連案件一覧と合わせて、43 ページをご覧ください。

届出事由は、60 番および 61 番は借受人に売買するため、62 番は他者に売買するため、63 番は他者に貸付するため、64 番から 69 番は法人に貸付し直すため、70 番は農地転用を予定しているため、71 番は自己管理するため、それぞれ解約するものです。

件数は 12 件、面積 70,780 平方メートルで、田 47 筆 67,831 平方メートル、畑 2 筆 2,949 平方メートルです。

続いて 48 ページをご覧ください。

報告第 42 号使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

49 ページをご覧ください。

届出事由は、24 番および 25 番は他者に売買するため、26 番は他者に貸付するため、解約するものです。

件数は 3 件、面積 8,959 平方メートルで、田 2 筆 7,124 平方メートル、畑 6 筆 1,835 平方メートルです。

続いて、50 ページをご覧ください。

報告第 43 号市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

届出地は、52 ページのとおり、平川市役所から南に 400 メートルに位置するところです。土地利用計画は 53 ページのとおり、宅地の一部として活用するものです。

続いて、54 ページをご覧ください。

報告第 44 号農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

55 ページをご覧ください。

8 番の届出地は 56 ページのとおり、柏木小学校から南東へ約 350 メートルに位置するところです。盛土後は葉物野菜を作付けするそうです。

9 番の届出地は 58 ページのとおり、平川市役所から南へ約 400 メートルに位置するところです。盛土後はハウスを建ててミニトマトを作付するそうです。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

小野推進委員。

尾上 1 小野推進委員

36 ページの報告第 39 号の個人情報に関する事項について、具体的にどのように変わるのか、分かりやすく説明をお願いします。

佐藤事務局長補佐

個人情報の保護に関する法律が施行されてから数年経過しておりますが、地方公共団体に関しては、それぞれがこの法律に則って個人情報の保護に関する規則等を定めることになっております。

今回の改正により、この法律で全て網羅するということとなりますので、個別に定めていた規則や規定は廃止するということです。

個人情報の中身は変更ありませんが、範囲が広がったと解釈していただければと思います。

尾上 1 小野推進委員

そうすれば今までどおり、会議の中で個人名等を言ってはいけないとか、いままでどおりということですか。

佐藤事務局長補佐

そのとおりです。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第15回総会を閉会いたします。

【閉会 16時29分】